

利 用 者 の た め に

I	畑作物共済事業の概要	1
II	畑作物共済の実施状況及び再保険区分（平成28年産）	8
III	用語の説明	9
IV	利用上の注意	12

I 畑作物共済事業の概要

共済目的

ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭

（注）茶については、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域の一番茶を対象としています。

共済事故

（農作物）

風水害、干害、冷害、凍霜害、ひょう害その他気象上の原因（地震及び噴火を含みます。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による農作物の減収（てん菜及びさとうきびにあっては、農作物の減収及び糖度の低下。災害収入共済方式にあっては、農作物の減収を伴う生産金額の減少）

（蚕 繭）

蚕児の風水害、地震又は噴火による災害、火災、病虫害及び鳥獣害並びに桑葉の風水害、干害、凍霜害、ひょう害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含みます。）による災害、火災、病虫害及び獣害による繭の減収

加 入

畑作物共済には、共済目的の種類（農林水産大臣が農作物につき、品種、栽培方法等に応じて区分を定めたとき又は蚕繭につき、春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭の区分を定めたときは、その区分（「畑作物共済の共済目的の種類等」といいます。）。ただし、災害収入共済方式にあっては、共済目的の種類）ごとの栽培面積が5～30a（北海道は30a～1ha）の範囲内で組合等が定める面積（加入面積基準）以上について栽培の業務を営む者又は蚕種の掃立量が0.25箱～2箱の範囲内で組合等が定める箱数（加入箱数基準）以上について養蚕の業務を営む者で、組合等の区域内に住所を有するものが加入できます。ただし、加入申込みは、原則として、組合等が共済目的としている農作物等で、加入面積基準等に該当する農作物等の全てについて行う必要があります。

なお、加入に当たっては、個々の農業者（個人又は法人）のほか、一定の要件を備えた農業生産組織もその生産組織単位で加入できることになっています。

また、畑作物共済においても家畜共済と同様に、総会（又は議会）の議決により義務加入制をとることができます。

（注）1. 組合等が共済目的の種類に応じて次の区分を定めたときは、当該区分ごとの加入が可能となります。

① 連作障害のある農作物は、一の区分

② ①以外の農作物及び蚕繭は、共済目的の種類ごとに一の区分

2. さとうきびについて義務加入制をとる場合は、農作物共済の加入農家のほか、家畜共済、果樹共済又は園芸施設共済の加入農家も畑作物共済への加入が義務付けられます。

引受方式

引受方式	対象作物	内 容
半相殺 農家単位 方 式	大豆、小豆、いんげん、 茶	被害耕地ごとの減収量（その耕地の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量）の合計が、その農家の基準収穫量（その農家の耕地ごとの基準収穫量の合計）の3割（大豆は2割）を超えるときに共済金を支払います。
全相殺 農家単位 方 式	ばれいしょ、大豆、てん 菜、さとうきび、そば、 スイートコーン、たまね ぎ、かぼちゃ、ホップ、 蚕繭	農家ごとの減収量（その農家の基準収穫（繭）量から収穫（繭）量を差し引いた数量）が、その農家の基準収穫（繭）量の2割（ばれいしょ、大豆及びてん菜は1割）を超えるときに共済金を支払います。
一筆単位 方 式	大豆	耕地ごとの減収量（その耕地の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量）が、その耕地の基準収穫量の3割を超えるときに共済金を支払います。
災害収入 共済方式	茶	農家ごとの減収量（その農家の基準収穫量から価格を加味した実収穫量を差し引いた数量）がある場合、その農家の生産金額が基準生産金額の8割（特定畑作物共済限度額）に達しないときに共済金を支払います。

- （注） 1. 全相殺農家単位方式（大豆）及び災害収入共済方式（茶）は、組合等が共済規程等に規定した場合に、加入資格要件を満たす農家が選択できます。
2. 基準収穫（繭）量とは、いわゆる平年収穫（繭）量のことで、半相殺農家単位方式、全相殺農家単位方式（蚕繭を除きます。）及び一筆単位方式は耕地ごと、災害収入共済方式及び蚕繭は農家ごとに組合等が設定します。
3. 基準生産金額とは、いわゆる平年的な生産金額（総販売金額から農業協同組合等の控除する必要経費部分を差し引いて得られた金額）で、農家ごとに組合等が設定します。

共済責任期間

- (1) ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ及びホップ
発芽期（移植をする場合は移植期）から収穫をするに至るまでの期間
- (2) 茶
冬芽の生長停止期から一番茶の収穫をするに至るまでの期間
- (3) 蚕繭
桑の発芽期（春蚕繭については、農林水産大臣が特定の地域における桑の発芽期前の日を定めたときは、その日）から、収繭をするに至るまでの期間

共済金額

(1) 半相殺農家単位方式、全相殺農家単位方式及び一筆単位方式

畑作物共済の共済目的の種類等（蚕繭については、農林水産大臣が蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の種類等の区分のいずれかについて、蚕期に応じて区分を定めた地域においては、その区分（小蚕期区分））ごとに次により設定します。

① 半相殺農家単位方式

単位当たり共済金額×農家の基準収穫量の7割（大豆は8割）

② 全相殺農家単位方式

単位当たり共済金額×農家の基準収穫（繭）量の8割（ばれいしょ、大豆及びてん菜は9割）

③ 一筆単位方式

単位当たり共済金額×耕地の基準収穫量の7割

単位当たり共済金額は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び地域ごとに過去における農家手取価格を基礎として算定される単位当たり価格を上限として農林水産大臣が定める2以上の金額のうちから組合等が選択します。

なお、組合等が個人選択ができる定めをした場合には、農家の申し出により別の金額を選択することができます。

また、てん菜及びさとうきびについては、組合等が農家ごとの基準糖度（過去一定年間の平均糖度）を定め、その糖度に応じて農家ごとの単位当たり共済金額を定めます。

(2) 災害収入共済方式

共済目的の種類ごと及び農家ごとに、基準生産金額に最低割合（3～6割の範囲内で組合等が定める。）を乗じて得た金額から8割を乗じて得た金額までの範囲内で、農家が申し出た金額です。

基準生産金額×3～6割≤共済金額≤基準生産金額×8割

共済掛金

(1) 共済掛金

共済掛金の額＝共済金額×共済掛金率

- ① 共済掛金率は、農林水産大臣が過去一定年間（原則20年間）の被害率を基礎として定める基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合等が設定します。
また、農作物共済と同様、危険段階別に共済掛金率を設定することができます。
- ② 基準共済掛金率は、一般に3年ごとに改定が行われます。

(2) 共済掛金に対する国庫負担

国庫は、共済掛金について、共済金額に基準共済掛金率を乗じて得た金額の100分の55（蚕繭については2分の1）を負担します。

損害発生のお知らせ及び損害評価

(1) 損害防止

農家は、共済目的について通常すべき管理その他損害防止に努める義務を有しています。

組合等は、農家に対する損害防止についての指導や自ら損害防止事業を行うことができます。

(2) 損害通知

農家は、共済事故が発生したとき及び共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、遅滞なく組合等に通知しなければならないこととされています。

(3) 損害評価

損害評価は、農家の損害通知を受けて、農林水産大臣が定める損害認定準則により行われます。

① 組合等

組合等は、次により現地調査を実施し、現地調査終了後損害評価会の意見を聴いて、農家ごとの共済減収量（災害収入共済方式にあっては、減収量及び生産金額の減少額）を認定します。

ア 大豆（半相殺農家単位方式・一筆単位方式）、小豆、いんげん、茶（半相殺農家単位方式）
……損害通知のあった全ての耕地について収穫前に、収穫量を検見又は実測の方法により調査

イ ばれいしょ、大豆（全相殺農家単位方式）、てん菜、さとうきび、茶（災害収入共済方式）、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭
……損害通知のあった農家の全てについて、収穫（繭）量（てん菜及びさとうきびにあっては収穫量及び糖度、茶にあっては収穫量及び生産金額）を出荷資料により調査（ばれいしょ、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ及び蚕繭のうち、出荷資料による損害評価が困難なものについては、損害通知のあった農家の全ての耕地（蚕繭については、農家の全て）について収穫（繭）前に、収穫（繭）量を検見又は実測の方法により調査）

② 連合会

連合会は、組合等の認定結果を検定するため、組合等の現地調査終了後、抜取調査を行い、損害評価会の意見を聴いて組合等ごとの共済減収量（災害収入共済方式にあっては減収量及び生産金額の減少額）を認定します。

共済金

(1) 共済金の支払額

ア 半相殺農家単位方式及び全相殺農家単位方式

共済目的の種類等（又は小蚕期区分）ごとに、半相殺農家単位方式は3割（大豆は2割）を超える減収となった農家に対し、全相殺農家単位方式は2割（ばれいしょ、大豆及びてん菜は1割）を超える減収となった農家に対し、次により算定される共済金が支払われます。

共済金の支払額＝単位当たり共済金額×共済減収量

共済減収量は、次により算定します。ただし、農作物に係る発芽不能又は移植不能の耕地の共済減収量は、その耕地の全損の場合の共済減収量の2分の1（蚕繭に係る掃立不能の農家の共済減収量は、全損の場合の共済減収量の2分の1）として算定します。また、ばれいしょ（1類及び5類）、大豆（1類）、てん菜及びそばにおいて経営所得安定対策の営農継続支払の交付を受ける農業者にあつては、当年の収穫量に営農継続支払に相当する収穫量を加味して算定します。

① 半相殺農家単位方式（大豆、小豆、いんげん、茶）

$$\text{共済減収量} = \left(\frac{\text{被害耕地に係る基準収量の合計}}{\text{被害耕地に係る収穫量の合計}} - \frac{\text{農家の基準収穫量}}{\text{農家の基準収穫量}} \right) \times \frac{30}{100} \quad \left(\text{大豆は} \frac{20}{100} \right)$$

② 全相殺農家単位方式（ばれいしょ、大豆、てん菜、さとうきび、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭）

$$\text{共済減収量} = \left(\frac{\text{農家の基準収穫(繭)量}}{\text{農家の基準収穫(繭)量}} - \frac{\text{農家の基準収穫(繭)量}}{\text{農家の基準収穫(繭)量}} \right) - \frac{\text{農家の基準収穫(繭)量}}{\text{農家の基準収穫(繭)量}} \times \frac{20}{100} \quad (\text{ばれいしょ及び大豆は} \frac{10}{100})$$

ただし、てん菜及びさとうきびについては、

$$\text{共済減収量} = \left(\frac{\text{農家の基準収穫量}}{\text{農家の基準収穫量}} - \frac{\text{農家の基準収穫量}}{\text{農家の基準収穫量}} \times \text{換算係数} \right) - \frac{\text{農家の基準収穫量}}{\text{農家の基準収穫量}} \times \begin{cases} \text{てん菜は} \frac{10}{100} \\ \text{さとうきびは} \frac{20}{100} \end{cases}$$

$$\text{換算係数} = \frac{\text{当該年産の糖度に対応する単位当たり共済金額の最高額}}{\text{基準糖度に対応する単位当たり共済金額の最高額}}$$

イ 一筆単位方式（大豆）

共済目的の種類等ごとに、3割を超える減収となった耕地に対し、次により算定される共済金が支払われます。

共済金の支払額＝単位当たり共済金額×共済減収量

$$\text{共済減収量} = \left(\frac{\text{被害耕地の基準収穫量}}{\text{被害耕地の基準収穫量}} - \frac{\text{被害耕地の収穫量}}{\text{被害耕地の収穫量}} \right) - \frac{\text{被害耕地の基準収穫量}}{\text{被害耕地の基準収穫量}} \times \frac{30}{100}$$

ウ 災害収入共済方式（茶）

共済目的の種類ごとに、価格を加味した実収穫量が基準収穫量を下回り、かつ、生産金額が特定畑作物共済限度額に達しない農家に対し、次により算定される共済金が支払われます。

$$\text{共済金の支払額} = (\text{特定畑作物共済限度額} - \text{生産金額}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{特定畑作物共済限度額}}$$

$$\text{特定畑作物共済限度額} = \text{基準生産金額} \times \frac{80}{100}$$

(2) 共済金支払の特例

① さとうきび一筆全損耕地に対する特例支払

共済事故により収穫皆無となった耕地がある場合、(1)の算式により算定される共済金の額が、次式により算定される共済金の額より小さいときは、次式により算定された共済金が支払われます。

$$\text{特例支払の共済金} = \frac{\text{単位当たり共済金額}}{\text{収穫皆無耕地の基準収穫量}} \times \frac{70}{100} \quad \left(\begin{array}{l} \text{発芽不能又は移植不能による収穫皆無は} \\ \frac{35}{100} \end{array} \right)$$

② さとうきび特定被害耕地に対する特例支払

共済事故により収穫が見込めない夏植え又は株出しのさとうきび作付耕地（特定被害耕地）に同一年産のさとうきびを春植えした場合は、次式により算定された共済金が支払われます。

$$\text{特例支払の共済金} = \frac{\text{単位当たり共済金額}}{\text{特定被害耕地の基準収穫量}} \times \left(\frac{\text{特定被害耕地の春植えさとうきびの面積}}{\text{特定被害耕地の面積}} \times \frac{25}{100} \right)$$

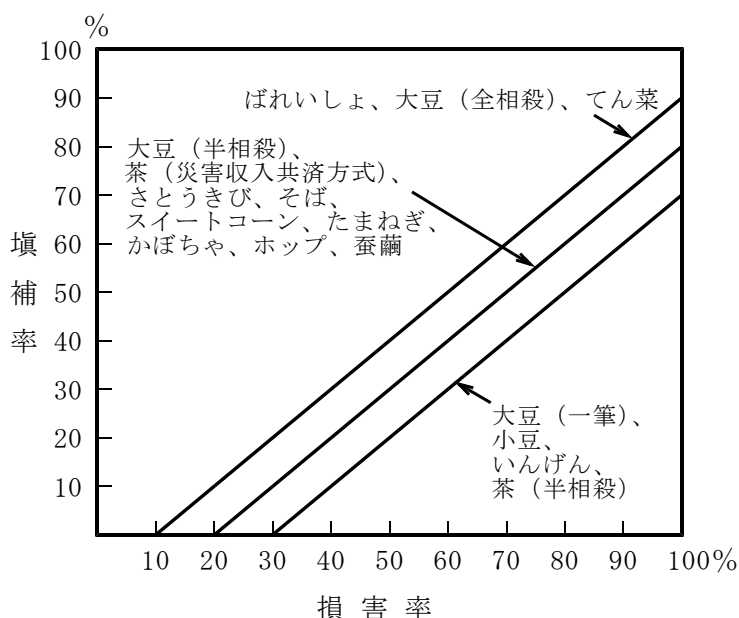
③ てん菜風害等耕地に対する特例支払

風害、凍霜害及び獣害により滅失したてん菜のは種又は移植耕地（風害等耕地）に再は種又は再移植した場合は、次式により算定された共済金が支払われます。

$$\text{特例支払の共済金} = \frac{\text{単位当たり共済金額}}{\text{風害等耕地の基準収穫量}} \times \frac{\text{再は種又は再移植面積}}{\text{風害等耕地の面積}} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{再は種の場合} \\ \frac{10}{100} \\ \text{再移植の場合} \\ \frac{20}{100} \end{array} \right\}$$

(参 考)

畑作物共済における損害率と填補率の関係



(注) 半相殺農家単位方式、全相殺農家単位方式及び一筆単位方式にあっては、単位当たり共済金額の最高額を選択している場合であり、災害収入共済方式にあっては、共済金額を特定畑作物共済限度額と同額としている場合です。

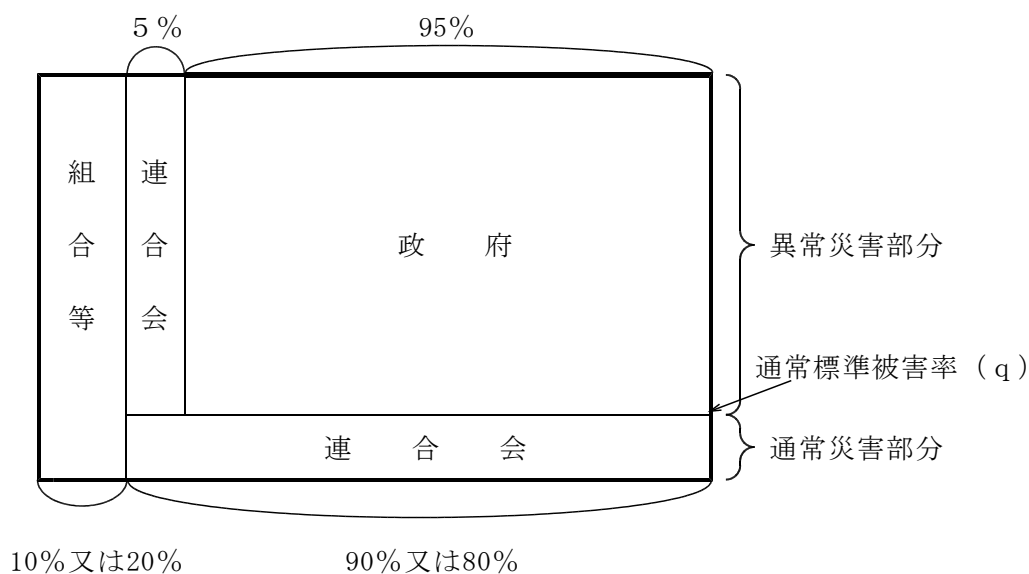
組合等、連合会、政府の責任分担

3段階制では、組合等が、原則として共済金額の1割の責任を分担し、残りの9割を連合会の保険に付し、連合会は、その保有する総保険金額のうち通常標準被害率を超える部分（異常災害部分）の100分の95について政府が再保険します。組合等は、その分担する責任を2割とすることもできます。

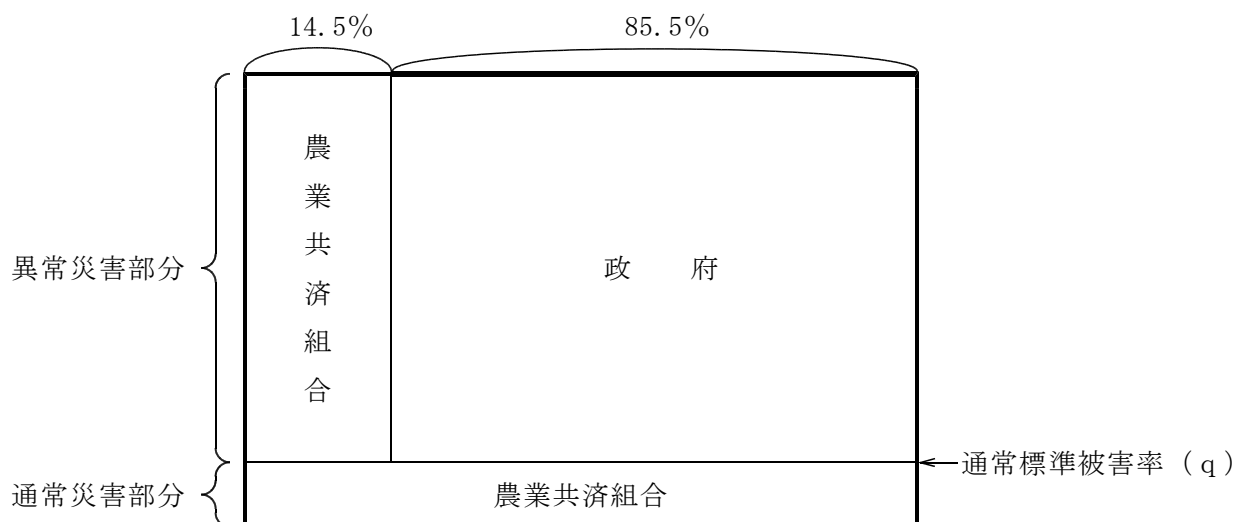
2段階制では、組合ごとの共済金額のうち、通常標準被害率以下の部分（通常災害部分）及び通常標準被害率を超える部分（異常災害部分）の14.5%に相当する部分について、組合が責任を分担し、その他の部分については政府が保険します。

（参 考）

畑作物共済の責任分担図（3段階制）



畑作物共済の責任分担図（2段階制）



Ⅱ 畑作物共済の実施状況及び再保険区分(平成28年産)

都道府県	共済目的の種類	ばれいしょ	大豆 半相殺方式	大豆 全相殺方式	大豆 一筆方式	小豆	いんげん	てん菜	さとうきび	茶 半相殺方式	茶 災害収入方式	そば	スイートコーン	たまねぎ	かぼちゃ	ホップ	蚕繭 春	蚕繭 初秋	蚕繭 晩秋
北海道		④	①	②		①	①	③				③	③	④	③	①			
青森			②	③	②											①			
岩手(特)			②	③	②							④				①	⑤	⑥	⑦
宮城(特)			①	②	①												③	④	⑤
秋田			②	③	②											①			
山形			②	③								④				①	⑤	⑥	⑦
福島(特)	①		②	③	②							④					⑤	⑥	⑦
茨城			①	②	①								③		④				
栃木				②	①												③	④	⑤
群馬(特)				①	①												②	③	④
埼玉				②	①					③			⑤				⑥	⑦	⑧
千葉				②	①												③	④	⑤
東京(特)																			
神奈川(特)					①						③								
新潟			①	②	①							③							
富山(特)			①	②	①														
石川(特)				②	①														
福井(特)			①	②	①							③							
山梨(特)			①	①															
長野	①			③	②							④					⑤	⑥	⑦
岐阜				②	①												③		⑤
静岡					①						④								
愛知(特)			①	①	①														
三重			①	②	①														
滋賀(特)				②	①	①													
京都(特)			①		①	①				③									
大阪																			
兵庫			①	②	①							③							
奈良					①					③	④								
和歌山																			
鳥取(特)			①	①	①							②							
島根			①	②	①							③							
岡山	④		②	③	②														
広島(特)			①	②	①														
山口(特)			①	①	①						②								
徳島(特)					①														
香川(特)					①						③								
愛媛(特)				②	①						③	④					⑤	⑥	⑦
高知(特)											②								
福岡			①	①	①														
佐賀			①	①	①														
長崎				②	②														
熊本(特)			②	②	②														
大分(特)				①	①														
宮崎	⑤			①	①					③			④						
鹿児島	①			②	②				③										
沖縄(特)									①										

注：1. 都道府県欄に「(特)」と記載しているのは、2段階制で実施している都道府県である(うち、引受時により福島県の蚕繭は3段階制で実施)。

2. 丸数字は、実施を「○」、再保険区分(2段階制で実施している都道府県は保険区分)を「数字」で表記している。例：③の場合、実施かつ第3区分。

Ⅲ 用語の説明

1. 共済金額・保険金額・再保険金額

共済金額は、組合等が組合員等に支払う共済金の最高責任限度額を示すもので、以下により算出する。

①全相殺方式

$$\text{単位当たり共済金額} \times \text{基準収穫(蒔)量} \times \frac{80}{100} \quad (\text{ばれいしょ、大豆、てん菜は} \frac{90}{100})$$

②半相殺方式

$$\text{単位当たり共済金額} \times \text{基準収穫量} \times \frac{70}{100} \quad (\text{大豆は} \frac{80}{100})$$

③災害収入共済方式（茶のみ）

基準生産金額に定款等で定めた最低割合（ $\frac{30}{100} \sim \frac{60}{100}$ ）を乗じて得た金額を下らず、基準生産金額の $\frac{80}{100}$ を超えない範囲内で組合員等が申し出た金額

④一筆方式（大豆のみ）

$$\text{単位当たり共済金額} \times \text{基準収穫量} \times \frac{70}{100}$$

保険金額は、連合会が組合等に支払う保険金の最高責任限度額を示すもので、以下により算出する。

$$\text{保険金額} = \text{共済金額} \times 0.9 \quad (\text{又は} 0.8)$$

再保険金額は、政府が連合会に支払う再保険金の最高責任限度額を示すもので、以下により算出する。

$$\text{再保険金額} = (\text{保険金額} - \text{通常標準被害額}) \times 0.95$$

2. 通常標準被害額・通常標準被害率

通常標準被害額は、連合会の保険責任のうち通常災害部分についての最高責任限度額を示すもので、以下により算出する。この額は、連合会の保険責任を通常災害部分と異常災害部分とに区分する基準となる。

$$\text{通常標準被害額} = \text{保険金額} \times \text{通常標準被害率}$$

通常標準被害率は、共済目的の種類ごと・連合会ごとに過去20年間の被害率を基礎として定める率（通常標準被害率の算定基礎率）を、再保険区分ごとに当該区分に属する共済目的の種類ごとの保険金額により加重平均して算出した率であり、農林水産大臣が定める。

3. 共済掛金

以下により算出する。組合員等が組合等に納入する共済掛金（組合員等負担額）は、以下の額から共済掛金国庫負担額を差し引いた残額である。

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

4. 組合等手持掛金

組合等が組合員等に支払う共済金の財源の一部となるものであり、共済掛金の1割（又は2割）に相当する金額である。

5. 保険料・再保険料・再保険料基礎率

保険料は以下により算出する。組合等が連合会に納入する保険料は、以下の額から共済掛金国庫負担額を差し引いた残額である。

$$\text{保険料} = \text{保険金額} \times \text{保険料率（共済掛金率と同率）}$$

再保険料は以下により算出する。連合会が政府に納入する再保険料（連合会納入再保険料額）は、以下の額から共済掛金国庫負担額を差し引いた残額である。

$$\text{再保険料} = (\text{保険金額} \times \text{再保険料基礎率}) \times 0.95$$

再保険料基礎率は、共済目的の種類ごと・連合会ごとに過去20年間の被害率のうち、通常標準被害率の算定基礎率を超える部分の率を基礎として定める率（再保険料基礎率の算定基礎率）を、再保険区分ごとに当該区分に属する共済目的の種類ごとの保険金額により加重平均して算出した率であり、農林水産大臣が定める。

6. 連合会手持保険料

連合会が組合等に支払う保険金の財源の一部となるものであり、保険料から再保険料を差し引いた残額である。

7. 連合会交付金

共済掛金国庫負担額が再保険料額を上回ったときは、その差額を連合会交付金として、政府が連合会に交付する。

8. 共済金負担区分

共済金は、組合等、連合会及び政府により負担区分されており、以下により算出する。

$$\text{組合等負担額} = \text{共済金} - \text{保険金}$$

$$\text{連合会負担額} = \text{保険金} - \text{再保険金}$$

$$\text{政府負担額} = \text{再保険金}$$

9. 被害率

被害率は、戸数被害率、面積被害率、箱数被害率及び金額被害率があり、以下により算出する。

なお、基準共済掛金率の算定基礎となるものは、金額被害率である。

$$\text{戸数被害率} = \text{被害戸数} \div \text{引受戸数} \times 100$$

$$\text{面積被害率} = \text{被害面積} \div \text{引受面積} \times 100$$

$$\text{箱数被害率} = \text{被害箱数} \div \text{共済箱数} \times 100$$

$$\text{金額被害率} = \text{共 済 金} \div \text{共済金額} \times 100$$

IV 利用上の注意

1. 農業共済制度は、3段階制又は2段階制で運営されている。

3段階制：市町村を区域とする農業共済組合－都道府県を区域とする農業共済組合連
合会－政府（食料安定供給特別会計）

2段階制：都道府県を区域とする農業共済組合－政府（食料安定供給特別会計）

平成28年産農作物共済における2段階制の都府県は、以下のとおりである。

岩手県、宮城県、福島県（引受時により蚕繭は3段階制で実施）、群馬県、東京都、
神奈川県、山梨県、富山県、石川県、福井県、愛知県、滋賀県、京都府、鳥取県、
広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、熊本県、大分県及び沖縄県

なお、2段階制の都府県においては、連合会に係る項目を「…」で表記し、保険関係を
以下のように整理している。

「保険料」→「再保険料」の欄

「保険金」→「再保険金」の欄

「保険金額」→「再保険金額」の欄

2. 引受及び共済金支払対象被害の「組合等実数」は、共済事業を行った組合等数を計上
した。

引受及び共済金支払対象被害の「組合等延数」は、共済目的の種類ごと（ばれいしょ
は春植え・秋植えの区分ごと）の組合等数を計上した。

3. 引受及び共済金支払対象被害の「実戸数」は、共済目的の種類ごと（ばれいしょは春
植え・秋植えの区分ごと）の戸数を計上した。

引受及び共済金支払対象被害の「延戸数」は、共済目的の種類等ごと（類区分）の戸
数を計上した。

4. 単位未満は四捨五入しているため、合計値と内訳が一致しない場合がある。

5. 統計表中に使用した記号は、以下のとおりである。

「0」：被害又は支払が無いもの

「0.0」：単位に満たないもの

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳

「△」：負数